

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書

平成29年6月、110年ぶりに国会にて可決、同年7月に施行された性犯罪に関する刑法の改正案は、強かん罪を強制性交等罪に名称変更し、懲役の下限が3年から5年に引き上げられ、非親告罪とされるなど、画期的な法改正であったものの、成立要件として暴行又は脅迫を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分であるとの意見が当初から存在したため、多くの附帯決議が付されるとともに、施行後3年を目途に再度検討することとされた。

この法改正により、従前より多くの事例が強制性交等罪等として成立するようになったが、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないため、改正以降も加害者が無罪となる例が相次いでおり、平成30年4月に法務省に設置された性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループにおいても、実態と法律がかい離している現状を鑑み、更なる法改正を求める意見が出されている。

改正法の施行後3年目となる今年、政府は、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を決定し、令和4年度までの3年間を集中強化期間とともに、その取組の一つとして、法務省に性犯罪に関する刑事法検討会を設置し、性犯罪に係る法改正の要否等について検討を進めているが、弱い立場に置かれた多くの被害者が救われず、加害者に厳正な処罰がなされない恐れがある状況の改善のためには、更なる法改正は必須である。

よって、国におかれては、刑法の更なる改正に向け、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討すること。
- 2 監護者わいせつ及び監護者性交等罪の適用年齢の拡大とともに、地位関係性を利用した性犯罪に関する規定について検討すること。
- 3 性交同意年齢を引き上げること。
- 4 公訴時効期間の撤廃を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月12日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣